

本邦研修	Training and Dialogue Program
本邦調達	Procurement in Japan

## 【ま】

マスター・プラン調査	Master plan study
マラケシュ宣言	Marrakech declaration
マルチセクター・アプローチ	Multi-sector approach

## 【み】

ミニッツ	Minutes of meeting:M/M
ミレニアム開発目標	Millennium Development Goals:MDGs
見返り資金	Counterpart fund
見積依頼書	Request Letter of Quotation
見積書	Quotation
未払金	Accrued payment
見舞い一時帰国	Bedside visit leave

## 【む】

無償資金協力	Grant aid
--------	-----------

## 【ゆ】

有償資金協力	Loan assistance
--------	-----------------

## 【よ】

良い統治	Good governance
要請主義	Request-basis principle
要望調査	Needs survey and application for technical cooperation
要望調査表	Needs survey form
予備調査	Preliminary study
預金	Deposit
予算科目	Budget article
予算執行	Budget execution
予防接種	Vaccination

## 【り】

リオ・サミット	Rio Summit
リカレント・コスト	Recurrent costs
リファラル・システム	Referral system
旅費	Travel allowance
臨時会計役	Temporary RR/accounting

## 【ろ】

ローカル・コスト	Local cost
----------	------------

## 国際協力関連用語集

### あ

#### ● アカウンタビリティ(Accountability) :

説明責任。政策・事業の実施者が自らの権限と義務のもとで、ステークホルダー(援助の場合は国民や相手国・機関)に対し、その業務の目的、内容、財務、結果、決定プロセスについて、必要十分で正確な説明を行う責任があること。

#### ● アジア開発銀行(Asian Development Bank: ADB) :

国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域である、アジア地域の開発途上国の開発促進を目的とし、準商業ベースの貸付を行う国際金融機関。加盟国は域内(アジア・太平洋)48か国/地域、域外(ヨーロッパ・北米など)19か国/地域の67か国/地域(2009年2月現在)。

#### ● アフリカ開発銀行(African Development Bank: AfDB) :

アフリカ地域加盟国の経済及び社会開発の推進を目的として1964年に設立された多国籍開発銀行。加盟国政府、政府企業、民間企業に対する借款、株式取得による投資、借款の保障等を行う。加盟国はアフリカ域内53か国、域外24か国の77か国(2009年2月現在)。

#### ● アジェンダ(Agenda) :

国際的に取り組むべき「検討課題」や、政府や官公庁などで公式に実施すべき「行動計画」などを指す。また、会議の「議題」や「協議事項」、「議事日程」を指すこともあり、英語では「スケジュール帳」や「備忘録」の意味もある。

#### ● アライメント(Alignment) :

援助国が被援助国の定めたアジェンダ(行動計画)に整合した援助を行うこと。また段階的に被援助国のシステムを使った援助を実施していくことを意味する。

#### ● アルマアタ宣言(Alma Ata Declaration) :

1978年9月に旧ソビエト連邦(現カザフスタン共和国)のアルマアタ(現アルマトイ)で開催された「プライマリ・ヘルス・ケア(PHC)に関する会議」で採択された宣言。「2000年までに世界中すべての人々に健康を」という理念を提唱。1995年には同宣言を見直し、継承した「Health for All for the 21st Century」が新たに採択されている。

### い

#### ● 一般無償(General Grant Aid) :

無償資金協力のひとつで、開発途上国が経済・社会発展のための計画を実施する上で必要とする施設・資機材、及び役務を調達するために必要な資金を供与するもの。一般プロジェクト無償、ノン・プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO支援無償、留学研究支援無償がある。

⇒ 無償資金協力

#### ● インカインド・エイド(In-Kind Aid) :

現物支給のこと。開発援助の場合には専門家派遣や機材供与など資金供与以外の方法で行う支援を指す。

#### ● インフォーマル・セクター(Informal Sector) :

非公式部門。発展途上国にみられる経済活動において公式に記録されない経済部門のこと。靴磨き・行商などといった職種から構成される。

### う

#### ● 失われた10年(The Lost Decade) :

1980年代、ラテンアメリカを始めとして、アフリカ、アジア、東欧などの多くの国が債務危機に陥った。外資の流出と一次産品の価格低迷のために陥った債務危機から、生活必需品への補助金のカット、物価上昇、教育や保健などへの政府支出の削減が見られる厳しい経済状態に「失われた10年」と名づけられた。

### え

#### ● 援助吸収能力(Aid Absorptive Capacity) :

外部(援助供与国や機関など)から投入された援助資源を受けて、現地側の資源を準備、配分、投入して、初期の開発目的を自立発展的に果たしていく非援助側の能力のこと。

● **援助協調 (Aid Coordination):**

援助資金の効率的活用を目的として、開発途上国の主体性のもとに援助国同士が援助の実施において調整を行う活動のこと。

● **援助疲れ (Aid Fatigue):**

1990年代の先進援助国において、財政状況の悪化や景気の後退などの理由により援助供与量が伸び悩んだ状況を指す言葉。この背景には、アフリカ諸国の停滞や後退など、援助の効果が見えにくいことから援助の効果について疑問が生じ、援助予算に対する国民の支持が減少したこともある。

● **援助手続きの調和化 (Harmonization):**

各援助国・機関が個別に定めているさまざまな援助実施上の手続きが途上国政府の限られた行政能力に過大な負担をかけており、効率的な援助の実施や途上国のオーナーシップを妨げているとの認識のもと、援助手続き上の負担を軽減するために、援助国間で共通の援助手続きを用いようとする動き。

● **援助モダリティ (Aid Modality):**

援助方式のこと。1990年代にプログラム型援助、財政支援等の新しい援助方式の導入が進み、援助方式に関してさまざまな議論が行われるようになった。それ以降のものを特に新規援助モダリティという。

● **円借款 (ODA Loan/Yen Loan):**

日本政府が途上国政府に対して円建てで貸付を行うことを総称して円借款という。プロジェクト借款とノン・プロジェクト借款に大きく分けられる。

⇒ 有償資金協力

● **エンパワメント (Empowerment):**

ひとりひとりの個人が自覚し、自己決定能力、経済的・社会的・法的・政治的の力をつけ、自立的能力を発揮していくこと。

**お**● **オーナーシップ (Ownership):**

開発援助において開発途上国が主導権を持つこと。技術協力におけるオーナーシップは自助努力と言い換えることもできる。

**か**● **開発計画調査型技術協力 (旧: 開発調査) (Technical Cooperation for Development Planning):**

開発途上国の政策立案又は公共事業計画策定支援のために調査団を派遣し、開発の青写真をつくる業務のこと。技術協力の一環としてJICAにより実施されている。報告書作成過程において、相手国カウンターパートに対して調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を行うことも目的のひとつとする。

● **カウンターパート (Counterpart: C/P):**

我が国が開発途上国において実施している専門家派遣、技術協力プロジェクト及びその他の国際協力事業において、技術移転や政策アドバイスの対象となる相手国行政官や技術者を指す。

● **拡大HIPCイニシアティブ (Enhanced Heavily Indebted Poor Countries Initiative):**

1999年のケルン・サミットにおいて合意されたイニシアティブ。重債務貧困国 (HIPC) に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブである「HIPCイニシアティブ」を拡充し、ODA債権の100%削減と確かな非ODA債権90%削減を含む「より深く、より広範で、より早い」救済を行うこととしたもの。

● **課題別研修 (Thematic Training):**

研修員受入事業のうち、日本で行われる課題別研修。集団 (全世界対象) 研修と地域別研修がある。

● **ガバナンス (Governance):**

ある国の安定・発展に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿をいう。国家の政治体制、政府の政策策定・実施能力、政府と市民社会・民間部門との相互関係に関わる仕組みや制度の3つの側面が含まれている。

● **環境社会配慮 (Environmental and Social Consideration):**

大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮すること。JICAは2004年に「環境社会配慮ガイドライン」を施行し、環境社会配慮の手続き、相手国政府に求める要件を示し、開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクトに適用している。

## キ

### ●基本設計 (Basic Design: B/D):

無償資金協力を念頭においた協力準備調査の過程で、案件の妥当性を検証し、実施時の基本構想を策定し、最適な事業規模に基づく概算事業費を算定する設計。

### ●機材供与 (Provision of Equipment):

農機具、医療機器、視聴覚教材など開発に必要な機材を供与して、その活用を通じて技術訓練や普及を行うこと。専門家による技術協力を円滑且つ効果的なものにするための機材供与は、技術協力の一環として実施される。

### ●技術移転 (Transfer of Technology):

技術を有する組織、個人が、教育、訓練などを通じて別の組織、個人に技術を伝達し、定着・普及を高めること。国際協力では開発途上国の発展に必要な生産技術や経営技術を他国から移転すること。

### ●技術協力協定 (Agreement on Technical Cooperation):

開発途上国に対する技術協力の円滑な促進を目的として政府間で締結する協定。一般には、協定の目的、実施する技術協力の内容と方式、受益国側及び供与国側それぞれの負うべき義務・負担などを規定する。

### ●技術協力専門家 (Technical Cooperation Expert):

JICAが実施する技術協力プロジェクトや、相手国政府内で相手国行政官や技術者(カウンターパート)に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネジメント等を行うために日本から派遣される人材。契約期間は数日間から2年程度。専門家ともいう。

### ●技術協力プロジェクト (Technical Cooperation Project):

JICAが開発途上国の抱える課題に対し、「専門家の派遣」「研修員の受入れ」「機材の供与」の3つの協力手段(協力ツール)を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業。

### ●キャパシティ・ディベロップメント (Capacity Development: CD):

開発課題に対処するための能力(キャパシティ)を途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは途上国のキャパシティを個人、組織、制度・社会と包括的に捉え、それを途上国が主体的に向上させていくプロセスを指す。JICAの協力は、途上国のCDを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。

### ●京都議定書 (Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change):

1997年に開催された京都会議において採択された気候変動に関する国際連合枠組み条約議定書。先進国の温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までに1990年の原則5%削減することを義務付けている。

### ●協力準備 (Preparatory Survey):

技術協力及び資金協力実施のための準備調査。開発課題達成支援のための開発課題分析、協力プログラム形成から、JICA個別案件の発掘・形成、基本事業計画策定と協力内容提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認まで、事業実施のための調査を包括的に含む。

### ●協力プログラム:

途上国の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組み。途上国の開発政策・戦略ならびに日本の援助政策を具体化、詳細化し、JICAが貢献すべき部分の戦略的枠組みを明らかにすることで、援助の戦略性向上、援助効果の一層の拡大を図ることを目的とする。

### ●業務指示書/職務明細書 (Terms of Reference: TOR):

JICAにおいては、開発途上国がJICAに協力を要請する調査の内容・範囲や求める職務内容等が明記されている書類を指す。JICAの開発調査事業等ではT/Rと略記されることもある。

⇒ TOR

### ●緊急開発援助 (ファスト・トラック) (The Fast Track System):

開発途上地域における大規模な人的自然災害、事故、海洋汚染などへの緊急対応や内戦後の緊急復興を支援する速攻型の調査に加え、応急的な処置として緊急リハビリ事業を実施する援助。

## ク

### ●草の根技術協力 (JICA Partnership Program: JPP):

国民参加型の技術協力の主要な協力形態。2002年度より、JICA事業の一環として、国際協力に関心を有する日本のNGO、大学、地方公共団体、公益法人などの団体の提案を受けて、開発途上国の地域住民を対象としたこれら団体の協力活動を支援する事業。

●**草の根・人間の安全保障無償資金協力 (Grant Aid for Grassroots Human Security):**

開発途上国の多様な援助ニーズに応えるため、1989年度より導入された制度。途上国の地方政府、教育・医療機関、及び途上国において活動しているNGOなどが現地において実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、当該国の諸事情に精通している我が国の在外公館が贈与契約を締結し、その契約に基づいて必要な資金が供与される。

●**国別援助計画 (Country Assistance Program):**

ODAの戦略性・効率性・透明性向上に向けた取組みの一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案した上で、今後5年間程度を目標とした日本の援助計画を外務省が策定するもの。

●**国別研修 (Country-Specific Training):**

研修員受入事業のうち、日本で行われる特定援助対象国の人々に対するオーダー・メイドの研修。

●**グラント・エレメント (Grant Element: GE):**

援助条件の緩やかさを表示するために使われている指標。貸付条件が緩やかなほど数字が高くなる。贈与は100%。ODAとしてカウントされるのはグラント・エレメント25%以上のものである。

●**グローバル・イシュー (Global Issues):**

地球規模の問題。2003年に策定された現在のODA大綱はグローバル・イシューへの取り組みを重点課題に置く。具体的には、環境、HIV/AIDSなどの感染症、人口、食糧、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪などを政府開発援助 (ODA) の対象としている。

【7】

●**現地国内研修 (In-Country Training):**

日本の技術協力により技術を身につけた途上国の人材が講師となり、自国の人を対象に自国で行う研修。

●**携行機材 (Equipment Accompanied by Expert Dispatch):**

政府ベースの技術協力の枠内で、専門家や青年海外協力隊員を開発途上国へ派遣する場合に、現地では指導・訓練などの活動を有効且つ円滑に遂行するために、JICAが調達する機材のこと。必要があれば、養成に基づきカウンターパートに引き継がれ活用される。

●**現地ODAタスクフォース (ODA task force):**

在外日本大使館、JICA現地事務所を主要メンバーとし、対象国の開発ニーズ調査・分析、援助対象候補となる案件の形成・選択等や、国別援助計画の策定、重点課題別援助方針の策定等を行うグループ。

【8】

●**公共財政管理 (Public Financial Management):**

国及び地方自治体が歳入と歳出の適正な管理を行う能力。近年ドナーが財政支援を行うようになり、援助の対象分野として急速に脚光を浴びている。

●**構造調整政策 (Structural Adjustment Policy):**

開発途上国自身の経済運営上の問題と国際経済環境の変化に対応するために、需要サイドの政策としての短期的マクロ経済安定化政策及び供給サイドの政策としての中長期的成長のための経済改革政策を総合的に組み合わせた政策。

●**後発開発途上国 (Least Developed Countries: LDG/LLDC):**

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々を指す。一人当たりGNIが750ドル未満、人口750万人以下等が基準とされている。また、LDCが開発途上国全般を意味する場合には、LLDC (Least among Less Developed Countries) として区別されている。

●**国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: JICA):**

独立行政法人国際協力機構法 (平成14年法律第136号) に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

⇒ JICA

● **国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation: JBIC):**

1999年10月に日本輸出入銀行と海外経済協力基金(OECF)が統合して設立された特殊法人。輸出金融、投資金融などの国際金融業務と、開発途上国に対する円借款などの経済協力業務を行った。2008年10月1日の政策金融改革により国際金融部門は日本政策金融公庫、経済協力部門はJICAとそれぞれ統合され、JBICは日本政策金融公庫の国際金融部門を指すようになった。

⇒ JBIC

● **国際人口開発会議 (International Conference on Population and Development):**

人口問題に関する政府間会議。1994年9月にカイロで開催された第3回会議では、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康及び権利)の概念が世界的に合意された。また世界の人口問題と開発のためには、人口の約半分である女性の視点を取り入れ、女性のエンパワーメントを図ることが重要であるとされた。

● **国連世界女性会議 (United Nations World Conference on Women):**

世界の女性の地位向上、社会的能力向上のための方針及び実施方法を協議するために国連が主催する政府間会議。1995年北京で開催された第4回会議では、女性の社会的能力向上に関するアジェンダにかかる綱領が採択され、女性に関する12の重大問題領域に対する戦略目標と行動が挙げられた。

● **国連ミレニアムサミット (UN Millennium Summit):**

2000年9月に開かれた国連総会(ミレニアム総会)。国連、経済協力開発機構(OECD)、世界銀行、国際通貨基金によって1990年代に策定された国際開発目標が拡充され、2015年までに達成すべき8つのミレニアム開発目標として採択された。

● **コストシェアリング (Cost-Sharing):**

援助事業を実施するにあたって相手国も必要経費の一部を負担すること。

● **個別専門家 (Individual Expert):**

技術協力専門家は概ね「プロジェクト」か「個別案件」のいずれかに派遣される。個別専門家はこのうち「個別案件」に派遣される専門家を指す。個別専門家はさらに業務内容により「政策助言型」、「援助調整型」及び「企画調査型」に大別される。

● **コモン・バスケット (Common Basket):**

アフリカなどで、援助協調のひとつの方式として、資金を共通の途上国政府が開設した口座に拠出し、途上国政府と各援助機関が協議して、事業を実施する。

● **コロンボ・プラン (Colombo Plan):**

南アジア、東南アジア及び太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、1950年1月に発足した協力機構。2007年2月現在25か国が加盟。日本は1954年に同プランに加盟したことを機に技術協力を開始し、以来同プランの有力援助国として技術協力を推進している。同プランへの加盟を決定した10月6日は「国際協力の日」と定められている。

**と**

● **財政支援 (Budget Support):**

アフリカなどで、援助協調のひとつの方式として、援助資金を直接に被援助国の一般予算あるいは特定セクター予算に投入し、その国の政策を被援助国政府と援助国が協議しながら行っていく支援方式。

● **最終報告書 (Final Report):**

専門家の業務完了報告書及び開発調査の終了時に作成する報告書のこと。

● **サブサハラ・アフリカ (Sub-Saharan Africa):**

アフリカ諸国のうち、サハラ砂漠以南の国々。アフリカ大陸53か国中47か国が属す。

● **サプライ・サイド (Supply side):**

援助を供与する側のこと。

⇒ デマンド・サイド

● **サプライドリブン (Supply-Driven):**

開発援助の場合、援助国側のリソースや優先順位に基づいて援助を行うこと。

● **参加型開発 (Participatory Development):**

地域住民が参加する開発のあり方。プロジェクトの実効性や持続性を高める上で、地域住民の積極的参加がきわめて重要との認識が援助関係者の間で徐々に高まってきた。

● **三角協力 (Triangular Cooperation):**

ある国の開発課題解決のために、日本が他の援助国又は援助機関と共同で協力事業を実施すること。南南協力支援のひとつ。

⇒ 南南協力

し

● **ジェンダー (Gender):**

社会における男性・女性の社会的役割及びその相互関係を明らかにするために、社会的・文化的に規定される性別分類概念。

● **ジェンダーと開発 (Gender and Development: GAD):**

男女の役割や性別 (ジェンダー) に基づく開発課題やニーズを分析し、持続的に公平な開発を目指そうとするアプローチ。WIDが女性のみにも焦点をあてていたために、女性の意思決定過程への参画がさほど見られなかったという批判から、GADは男女間の不平等な機会や処遇、ジェンダーに基づき、どちらかの性が不平等な立場におかれるような社会・経済構造や制度の変革、戦略的ニーズへの対応を目指す。社会的に不利な状況や立場にいる住民男女が主体的に社会参画し力をつけること (エンパワーメント) が重視されている。

⇒ ジェンダー主流化、女性と開発 (WID)

● **ジェンダー主流化 (Gender Mainstreaming: ジェンダー主流化):**

ジェンダーと開発 (GAD) を開発の重点課題とし、ジェンダー平等を進めるための包括的取組み。ジェンダー平等の視点をすべての政策・事業の企画立案段階から組み込んでいくこと、すべての開発課題において、女性と男性の両方が意思決定過程に参加できるようにするという考え方に基づいている。

⇒ ジェンダーと開発 (GAD)

● **実施促進 (Expediting Study: 実促):**

日本政府 (外務省) が主体となって実施する無償資金協力案件において、E/N締結後に建設・調達が行われる際に、トラブル・シューティング、適正化の確保、進捗状況等に関してJICAが行う被援助国政府及び関連業者に対する助言や斡旋等の業務のこと。

● **事業展開計画 / ローリング・プラン (Rolling Plan):**

国別の協力方針を踏まえて中期的な事業展開の計画を整理したもの。当該国におけるJICA事業を一元的に計画管理するワーキングペーパーであり、援助重点分野、開発課題、現状と課題、方針、プログラム名、スキーム等について記述されている。

● **シニア海外ボランティア (Senior Volunteers):**

派遣時40歳から69歳で、途上国の経済社会に貢献し得る技術・知識・経験を有する者を対象としたJICAのボランティア事業。派遣期間は原則1年又は2年。

⇒ 青年海外協力隊

● **集団研修 (Group Training):**

多くの開発途上国に共通するニーズの高い分野を選定し、分野ごとに研修コースを設定し、グループで研修を実施するもの。募集手続きは、研修内容、参加資格要件などを記載したGI (General Information) を、在外公館を通じて各国政府に提示し、各国からの参加応募を得て実施するオファー方式をとっている。

● **食糧援助 (KR) (Food Aid):**

開発途上国の食糧不足緩和のため、途上国が主食である穀物 (米、麦、トウモロコシなど) を購入するために必要な資金を供与するもの。被援助国は見返り資金を積み立てることが義務付けられている。なお、KRとは、ケネディ・ラウンドの略で、1964年に開始された関税引下げに関する多国間交渉 (ケネディ・ラウンド交渉) の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みが定められたことに由来する。

● **食糧増産援助 (2KR) (Grant Aid for Increased Food Production):**

2005年度より「貧困農民支援」に名称変更。なお、2KRとは、「第二のKR」の意味で、「食糧援助」の通称のKRに準じた呼称。

⇒ 貧困農民支援、食糧援助

● **女性と開発 (Women in Development: WID):**

開発途上国の社会経済開発を効果的に進めるにあたって、女性が開発の受益者であるばかりでなく、重要な開発の担い手であるとし、開発過程への女性の参加を進める取組み。1970年代以降、欧米の国際援助機関を中心に女性に対する教育や雇用の平等な機会の提供が謳われ、開発援助の重点課題とされるようになった。女性に焦点を当て、女性の実践的ニーズへの対応を中心に、女性を「開発」に統合することを目指した。

⇒ ジェンダーと開発 (GAD)、ジェンダー主流化

## す

## ●ステークホルダー(Stakeholder) :

援助機関、相手国実施機関の他、対象とされている、されていないにかかわらず、直接もしくは間接的にプロジェクトの便益または不利益を受ける人、グループ、組織など。

## せ

## ●成果主義(Result-Based Management) :

政策や施策に関して設定された目標を達成することに焦点を当てて、各種の資源を意図的に利用すること。援助においては、「何を実施したか」ではなく、「どのような効果をもたらしたか」が問われる。

## ●脆弱性(Vulnerability) :

貧困層が経済的に困難な状況にあるだけでなく、物質的、身体的、社会的、政治的、制度的なさまざまな面において弱者であり、また自然災害、紛争、病気、事故などの不測の事態に対して打撃を受けやすいことを指す。

## ●青年海外協力隊事業(JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers Program) :

途上国において現地住民と生活・仕事をともにし、その地域の経済・社会発展に貢献するボランティア活動。自身が有する技術・知識や経験を途上国のために活かしたいと考える青年を派遣するJICAの事業。派遣期間は原則として2年間。年齢は20歳から39歳。

⇒ シニア海外ボランティア

## ●政策支援型調査(Policy-Oriented Assistance Research) :

開発調査のひとつで、金融・財政改革、法制度整備、国営・公営企業体の民営化など、市場経済化や経済自由化政策の推進のための基本戦略やその包括的な実施計画を策定するための調査。

## ●政府開発援助(Official Development Assistance: ODA) :

開発途上国の経済や社会の発展、国民の福祉向上や民生の安定に協力するために行われる先進国などの政府ベースの経済協力の中心をなすもの。

⇒ ODA

## ●政府開発援助大綱(Japan's Official Development Assistance Charter) :

日本の政府開発援助(ODA)の理念と原則を明確にするために、1992年6月に閣議決定されたもの。ODA大綱はその後継が国ODAを取り巻く国内外の情勢変化を踏まえ、2002年12月にODA大綱の見直しが決定的され、2003年8月に新しいODA大綱が閣議決定された。

⇒ ODA大綱

## ●セイフティ・ネット(Safety Net) :

開発援助における社会的弱者に対する保護対策のこと。農業生産の深刻な低下、交易条件の悪化、飢餓や災害などから危機に陥る貧困層を守るための政策を特に指すことが多い。

## ●世界銀行(World Bank: WB または International Bank for Reconstruction and Development: IBRD 国際復興開発銀行) :

1944年のブレトン・ウッズ会議で設立された独自の規約を持つ国連の特別機関であり、世界最大の開発援助機関。IMFに加入している185か国(2009年2月現在)がその経済力に応じた資本拠出をし、同時に加盟国からの直接借入、及びローンの売却によっても資金を集めている。当初、戦後復興を目的として設立されたが、現在は開発途上国に対する経済援助に重点を置き、準商業ベースの貸付を行っている。

⇒ IDA(第二世銀)

## ●世界社会開発サミット(World Summit for Social Development: WSSD) :

1995年3月に国連主催でデンマークのコペンハーゲンで開催された国際会議。人間を中心に据え、環境保全、人権・民主主義、女性の社会的な能力強化などを重視した社会開発の推進が提唱された。

## ●セクター・プログラム(Sector Program) :

各分野(セクター)において、援助受入国政府やドナーなどの関係者が、一貫したセクター全体の開発政策に基づき、相互に整合的な活動を行う取り組みのこと。セクターワイド・アプローチ、セクター開発プログラムなどとも呼ばれる。

## ●セクター・プログラム支援調査(Sector Program Assistance Research) :

セクター全体を網羅した開発計画を途上国政府、さらに他のドナーと対話の中で策定し、それを実施に移していくための開発調査。

## ●セクターワイド・アプローチ (Sector-Wide Approach: SWAP):

各分野(セクター)において、援助受入国政府やドナーなどの関係者が、一貫したセクター全体の開発政策に基づき、相互に整合的な活動を行う取り組みのこと。セクター・プログラム、セクター開発プログラムなどとも呼ばれる。

⇒ SWAP

## ●専門家 (Expert):

⇒ 技術協力専門家

## そ

## ●ソーシャル・キャピタル (Social Capital):

社会のネットワークや、そこで共有される互恵行為の規範、信頼関係などを指す。

## ●ソフトコンポーネント (Soft Component: ソフコン):

無償資金協力にて建設・調達された施設・機材を活用して相手国政府が行うプロジェクトを対象として、無償資金協力の一部として実施される初期的なソフト面での協力。

## た

## ●第三国研修 (Third Country Training):

JICAが実施する研修事業形態のひとつで、途上国が我が国の資金的・技術的支援を受け、社会的あるいは文化的環境を同じくする近隣諸国等から研修員を招聘し、各国の現地事情により適合した技術研修を実施するもの。我が国の技術協力の成果を周辺国等に移転・普及させる目的であると同時に、広域協力として実施されている。集団型と個別型がある。

## ●第三国専門家 (Third Country Expert):

JICAの派遣する専門家の一種で、南南協力支援の一環として、協力対象の開発途上国に他の開発途上国の人材を、技術協力専門家として派遣するもの。両国の環境、技術水準、文化・言語などの同一性や類似性により、技術移転がより適切に、効率的に行われることを狙いとする。

## ●ダウンサイド・リスク (Downside Risk):

人々や社会が自らの力ではどうにもならない原因により安全を脅かされている状況がさらに悪化する危険。紛争や自然災害など、「非日常的な大きな脅威(外的ショック)」と、病気や不衛生な生活環境、社会的差別など、人々の「日常生活の中に埋め込まれた脅威」がある。

## ●多国間援助 (Multilateral Aid):

ODAのうち、世界銀行や国際機関への資金拠出を通じて、開発途上国の開発に協力する援助のこと。

## ●ダボス会議 (World Economic Forum Annual Meeting in Davos):

世界経済フォーラム会議。1971年に創設された非営利公益財団、世界経済フォーラムの年次総会で、世界各国から政治・経済のリーダーが参加する。加盟企業・団体のトップの他、政・官・学などからの招待者が集まり、経済、グローバルな問題、地域問題、経営と技術、科学・医学、芸術、文化など幅広い分野で議論される。

## ち

## ●長期研修 (Long-Term Training):

JICAが実施する研修事業の形態のひとつ。一般の技術研修が1年未満であるのに対し、大学などにおいて学位取得を目的として長期的に受け入れる研修。JICA留学生とも呼ばれる。

## ●調和化 (Harmonization):

⇒ 援助手続きの調和化

## て

## ●デマンド・サイド (Demand Side):

需要する側のこと。開発援助の場合には、被援助側、援助対象や援助ニーズのことを指す。

⇒ サプライ・サイド

## と

## ●ドナー(Donor):

援助を供与する国または機関のこと。援助を受け入れる途上国側を指すレシピアント(recipient:被援助国)に対応する語。

## ●取引費用(Transaction Cost):

援助の効率性を検討するとき、援助手続きにかかる経費が取引費用として重視されており、援助受け入れ側政府などの取引費用を減らすことを目的に援助協調や手続きの調和化が提唱されている。

## ●トリックル・ダウン仮説(Trickle Down Hypothesis):

開発途上国で資本蓄積の不足が克服され、近代部門を中心に経済成長が持続すれば、その成果は政府の介入なしに自動的に国内全体に浸透し(トリックル・ダウン)、停滞部門の生産性も引き上がるとする仮説。

## な

## ●南南協力(South-South Cooperation):

途上国同士が連携を深めながら技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互の協力。JICAの主な南南協力支援の事業形態には、第三国集団研修、第三国個別研修、第三国専門家などがあ

る。  
⇒ 三角協力

## に

## ●2KR(食糧増産援助):

1977年度より開始。2005年度より「貧困農民支援」へ名称変更。

⇒ 食糧援助(KR)、貧困農民支援、調達代理方式

## ●二国間援助、二国間協力(Bilateral Aid):

ODAのうち、先進国と開発途上国の二国間で実施される援助のこと。

## ●日米コモン・アジェンダ(Japan-USA Common Agenda):

日米で定めた課題に共同で取り組む協力の枠組みのこと。環境、人口、エイズなどの地球規模の課題で、2001年まで実施された。

## ●ニュー・パブリック・マネジメント(New Public Management):

公共部門に市場競争原理や民間経営手法を導入して、業務の効率化を図る行政改革手法のこと。

## ●人間開発指数(Human Development Index: HDI):

各国の開発状況を、長寿、知識、人間らしい生活水準(人間開発の三分野)の達成度で表す指数。一人あたりのGDP、出生時平均余命、就学率、成人識字率などを基本要素として指数化したもので、国連開発計画(UNDP)が発行する「人間開発報告書」において発表される。

## ●人間の安全保障(Human Security):

一人ひとりの人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方(政府開発援助に関する中期政策(2005年)より)。

## の

## ●ノン・プロジェクト無償資金協力(Non-Project Grant Aid for Structural Adjustment):

無償資金協力のひとつで、経済改革計画や特定分野の開発計画全体を支援する。施設建設や災害救援活動などの事業(プロジェクト)実施を目的とした資金ではないため、この名称で呼ばれる。

## は

## ●パートナーシップ・プログラム(Partnership Program):

かつて援助を受けていた開発途上国が、経済開発の成功などにより援助する側へ移行し、日本と対等の立場で協力して、他の開発途上国を援助する事業。

## ●万人のための教育(Education for All: EFA):

世界の子供、青年、大人すべてに質の高い基礎教育を提供しようとする動き。1990年にタイのジョムティエンで開催された「世界万人のための教育会議」で提唱された。

⇒ EFA(Education for All)

## ひ

## ●評価5項目(DAC's Five Criteria for Evaluation):

JICAが行うプログラムやプロジェクトの評価に用いる基準のこと。1991年に経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)で提唱された。有効性、妥当性、効率性、インパクト、自立発展性から構成される。

## ●貧困削減戦略文書(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper):

1999年9月の世界銀行・国際通貨基金(IMF)の開発委員会で、重債務貧困国(HIPCs)のうち、債務削減を希望する国に対して、債務削減の対象国と認定するための資料として、その国自身が、貧困への対応策を重視して主体的に作成することを義務付けた文書。貧困削減を目的とした主に3か年実行計画。  
⇒ PRSP

## ●貧困農民支援(Grant Aid for Underprivileged Farmers):

開発途上国が農業機械(耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等)、肥料などの農業資機材等を購入するための資金を供与するもの。2005年度より食糧増産援助(2KR)より名称変更された。  
⇒ 食糧増産援助、2KR

## ふ

## ●フィージビリティ調査(Feasibility Study: FS):

開発調査や政策によって優先度を与えられたプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的に実行可能か客観的に検証し、実施に最適な事業計画を策定するための調査。  
⇒ 協力準備調査

## ●フォローアップ事業(Follow-Up Cooperation Program):

技術協力及び無償資金協力により供与された施設及び機材等のハード面及びソフト面に対するフォローアップを統一的に実施する事業。相手国側の自助努力による維持管理が望ましいが、迅速な対応が困難であり、かつ我が国からの追加的な支援を実施することによって当初目標としていた援助効果が持続し、相手国実施機関の自立発展が見込まれる案件に対して、現状回復を目的として、修理、スペアパーツの供与、帰国研修員による技術普及の支援等を行うもの。

## ●フォローアップ調査(Follow-Up Study):

施設や機材の破損・故障等の対策を検討するため、本邦から派遣した調査団ないしJICA在外事務所が契約した現地コンサルタントが実施する調査。

## ●プログラム・ベスト・アプローチ(Program Based Approach: PBA):

途上国の開発プログラムに対して、ドナーが十分に調整をして協力を行うこと。国際的な援助効果向上の取組みのなかで、オーナーシップ、調和化・アラインメントの基本的な考え方として共有されている。

## ●プログラム型援助(Program Aid):

広範な開発計画(プログラム)の実施に必要な資機材及び役務等の購入資金を借款や贈与によって供与する援助。使途を特定の開発事業(プロジェクト)に限定しないという意味でノン・プロジェクト型援助ともいう。

## ●プロジェクト(Project):

一定の期間に一定の成果をあげることが目標とし、投入と成果の因果関係を予測できる事業。

## ●プロジェクト型援助(Project Aid):

特定の開発事業(プロジェクト)の実施に必要な資機材及び役務の提供する援助、又は借款や贈与によってこれらの購入資金を供与する援助。

## ●プロジェクト・ドキュメント(Project Document):

プロジェクトの目的、内容、投入機材や人員をまとめた文書。プロドク。

## へ

## ●ベーシック・ヒューマン・ニーズ(Basic Human Needs: BHN):

従来の援助が必ずしも開発途上国の貧困層の生活向上に役立っていないという認識のもとに、低所得層の民衆に直接役立つものを援助しようとする援助概念。人間の基本的なニーズを意味し、衣食住や、地域社会により消費される基本的サービス(安全な水、衛生、公共輸送、保健、教育、文化施設)を指す。

● **平和構築 (Peace Building):**

紛争地域の平和に向けた包括的取り組み。紛争予防、緊急人道支援、復旧・復興支援、紛争再発防止と本格的な開発支援、という一連のサイクルからなる。

**ほ**● **ポジション・ペーパー (Position Paper):**

援助重点分野の協力方針を示す文書。特定の援助重点分野につき開発課題の現状を分析し、協力方針とJICAプログラムを絞り込み、相手国側及び日本側関係者との中長期的な協力の方向性についての合意形成や、それによる円滑なプログラム・プロジェクトの形成に活用する。

● **包括的開発枠組み (Comprehensive Development Framework: CDF):**

1997年に世界銀行・IMF年次総会で当時のウォルフエンソン世界銀行グループ総裁が提唱した開発と援助への新たなアプローチ。特に低所得国での貧困削減に焦点が当てられ、そのための援助効果を高めることが意図されている。貧困削減戦略文書 (PRSP) は、CDF の理念に立って提唱されたものである。

**ま**● **マスター・プラン調査 (Master Plan Study: M/P):**

各種の長期計画の基本計画を策定するための調査で、通常は目標年次を定め、全国または地域レベル、各セクター別、あるいはサブセクター別に実施されるもの。

● **マラケシュ宣言 (Marrakech Declaration):**

1986年に開始されたGATTウルグアイラウンド多角的貿易交渉に基づき、自由貿易促進を主たる目的として、1995年1月1日にGATTを発展解消させて成立したWTO (世界貿易機関) について合意した宣言。WTOは国際貿易機関として組織的に世界貿易の自由化と貿易ルールづくり、金融・財政政策との整合性を進める。

● **マルチセクター・アプローチ (Multisector Approach):**

問題の構造を分析した上で、その問題の解決のためにさまざまな専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助。

**み**● **見返り資金 (Counterpart Fund):**

商品借款などのノン・プロジェクト借款、食糧援助、ノン・プロジェクト無償資金協力等による供与資金を使って輸入された物資を、被援助国政府が国内で売却することで得られた国内通貨建資金。見返り資金は被援助国政府によって積み立てられ、援助国政府との合意に基づき、一般的には当該国の開発援助計画に充当されることが多い。

● **ミニッツ (M/M: Minutes of Meeting):**

R/Dを補完する議事録。

⇒ R/D (Record of Discussion)

● **ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs):**

ミレニアム開発目標。2000年の国連総会で採択された、2015年までに達成すべき8つの目標。①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的初等教育達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④幼児死亡率削減、⑤妊産婦の健康改善、⑥HIV/AIDS、マラリアその他の疾病の蔓延防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバル・パートナーシップ推進。

⇒ Millennium Development Goals

**む**● **無償資金協力 (Grant Aid):**

政府開発援助 (ODA) の方式のひとつで、援助受け入れ国政府に返済義務を課さない資金贈与を行うこと。一般無償、水産無償、緊急無償、文化無償、食糧援助、貧困農民生援 (2005年度より食糧増産援助から名称変更) などがある。技術協力プロジェクトとともに供与することが多い。

⇒ 有償資金協力、一般無償

## ゆ

### ●有償資金協力(Loan Assistance):

返済期間が長く、低利の二国間ベースの政府貸付。日本ではJICAが円ベースの貸付を行っており、「円借款」とも呼ばれる。

⇒ 円借款

## よ

### ●良い統治(Good Governance):

政治や行政において、効率性、効果、透明性、法の支配、市民社会との会話、過度な軍事支出の削減などを確保すること。日本のODAでは、環境と開発との両立、基礎生活分野への援助なども含む。

### ●要請主義(Request-Basis Principle):

援助の実施にあたって、相手国政府からの正式な要請を受けて行う方式のこと。背景には、援助は相手国の自助努力を支援するもので、押し付けであってはならないという考え方があり。

### ●要望調査(Request Survey):

翌年度に実施する案件に関し、相手国の要望を調査するもの。毎年8月末ごろ実施される。JICA事務所において所定の「要望案件調査票」の様式で整理され、日本大使館を通して政府に提出される。

### ●予備調査(Preliminary Study):

案件の実施体制など、要請内容をさらに現地で確認する必要があるような場合に、事前評価調査や基本設計調査に先立って行われる調査。

⇒ 基本設計調査

## り

### ●リオ・サミット(United Nations Conference on Environment and Development: UNCED):

1972年の国連人間環境会議の20年後の1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された会議。別名地球サミット。本会議は地球環境問題への関心の高まりを背景に、その対策の国際的な枠組み作りへの合意を目指すという側面、持続可能な開発という考え方のもとに開発途上国の環境と開発の問題の解決を図るという側面など多くの要素が入った会議となった。

### ●リカレント・コスト(Recurrent Costs):

開発プロジェクトにおいて、建設された施設や供与された機材の運営、維持管理や要員の雇用などのために継続的に必要となる経費。ODAでは基本的に相手国負担としている。

### ●リファラル・システム(Referral System):

簡単な治療は診療所で行い、重篤な疾患や救急対応が必要な病気のときは地域病院へ紹介するというシステム。

## ろ

### ●ローカル・コスト(Local Cost):

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コストなど。

### ●ローリング・プラン(Rolling Plan):

⇒ 事業展開計画

## A

### ●APR (Annual Progress Review):

貧困削減戦略(PRS)の進捗状況を被援助国(パートナー国)と援助国が共同で行う毎年のレビューのこと。

### ●A1フォーム、A2フォーム、A3フォーム、A4フォーム(A1 Form, A2 Form, A3 Form, A4 Form):

開発途上国が技術協力を要請するために使用する従来型の様式。A1フォームは専門家の要請書様式、A2フォームは研修員受け入れの際の研修希望内容、A3フォームは研修候補者の履歴、A4フォームは機材供与をいう。現在は簡素化の方向に動いている。

**B**

## ●B1フォーム(B1 Form):

技術協力によって派遣される専門家候補者の履歴を途上国に伝えるもの。

**D**

## ●DAC (Development Assistance Committee):

開発援助委員会。経済協力開発機構(OECD)三大委員会のひとつ。2007年2月現在先進23か国と欧州委員会(EC)が加盟。

## ●DAC新開発戦略(DAC New Development Strategy):

1996年5月にOECD-DACで採択された、21世紀に向けての長期的な援助の指針。日本が主導し、開発途上国と先進国が責任を分担して共通の開発目標達成をめざす「新たなグローバル・パートナーシップ」という考え方が提唱された。

## ●DACパリ宣言(DAC Paris Declaration):

2005年3月にパリで開催されたDACで採択された援助効果向上のための宣言。国際社会共通の開発目標を達成するために、援助の質的な側面から援助効果の向上を図るための措置として、ドナーとパートナー国(被援助国)双方の約束事項を取りまとめたもの。同宣言には102か国、24国際機関が参加しており、DACを中心にその実施促進のための取組が進められている。

## ●DACローマ宣言(DAC Rome Declaration):

2003年4月にローマで行われたOECD-DACにおいて採択された宣言。援助効果向上という目的のために加盟国は被援助国のオーナーシップ、国別アプローチ、多様性などの要素に着目しながら、途上国の政策・制度にドナー国・機関による援助の政策・制度を適合させていくことを唱えている。

## ●D/D (Detailed Design: 詳細設計):

無償資金協力を念頭においた協力準備調査の過程で、基本設計が行われた後に、基本設計調査報告書に基づいて、相手国との調整を経て確定される、プロジェクト全体にかかる技術仕様書や図面の設計のこと。

⇒ 無償資金協力事業用語集「概略設計」、「基本設計」

## ●Draft Final Report (最終報告書ドラフト):

開発調査の終了時に作成する報告書のドラフト。最終報告書は相手国政府の承認を得る必要があるため、援助実施側が相手国政府の承認前に調査の最終報告書のドラフトを提出する。

**E**

## ●EFA (Education for All):

⇒ 万人のための教育

## ●E/N (Exchange of Notes: 交換公文):

国家間で書簡によって国際法上の権利義務関係を設定する国際約束を形成する文書形態。援助に際して交換されるE/Nには、受入国政府との間で合意した援助供与内容が政府間合意として記されている。

⇒ 無償資金協力事業用語集「G/A」

**F**

## ●FDI(Foreign Direct Investment: 海外直接投資):

当該国以外に拠点を置く投資家はその国で行う長期的な投資。国連の定義では、投資先企業の株式もしくは議決権の10パーセント以上を保有する場合がFDIにあたる。

## ●Final Report:

⇒ 最終報告書

## G

## ●GAD (Gender and Development: ジェンダーと開発):

男女の役割や性別(ジェンダー)に基づく開発課題やニーズを分析し、持続的で公平な開発を目指すとするアプローチ。WIDが女性のみに関心をあてていたために、女性の意思決定過程への参画がさほど見られなかったという批判から、GADは男女間の不平等な機会や処遇、ジェンダーに基づき、どちらかの性が不平等な立場におかれるような社会・経済構造や制度の変革、戦略的ニーズへの対応を目指す。社会的に不利な状況や立場にいる住民男女が主体的に社会参画し力をつけること(エンパワーメント)が重視されている。

⇒ ジェンダーと開発

## ●GNI (Gross National Income: 国民総所得):

その国の国籍を持つ人々によって、国の内外で一定期間中に生産された財貨・サービスの総計。

## H

## ●HIPC (Heavily Indebted Poor Countries: 重債務貧困国):

世界でも特に貧しく重い債務を負う国。1996年に国際通貨基金(IMF)と世界銀行が認定した。1993年時点での一人当たりGNIが695ドル以下、債務合計額が輸出金額の2.2倍以上もしくはGNIの80%以上という基準で、42か国が認定されている。

## I

## ●IDA (International Development Association: 第二世銀):

正式名称は国際開発協会。1960年設立。世界銀行が健全な銀行運営の立場から十分に融資できなかった途上国に対し、緩和された条件(35～40年に亘る無利子の返済)による開発援助を実施する機関。IDAの加盟国は世界銀行の加盟国であることを要し、2006年11月現在165か国。

⇒ 世界銀行

## ●IMF (International Monetary Fund: 国際通貨基金):

1945年に発効したブレトン・ウッズ協定に基づいて設けられた国連の専門機関。IMFは為替の安定、平価切下げ競争の防止、為替制限や通貨制限の廃止などを監視する機関で、貿易その他平常の金融取引に必要な比較的短期の資金の融通を図っている。

## ●Inception Report (調査着手報告書):

開発調査の開始時に作成する報告書。

## ●Interim Report (調査中間報告書):

開発調査の中間時に作成する報告書。

## J

## ●JBIC (Japan Bank for International Cooperation):

⇒ 国際協力銀行

## ●JICA (Japan International Cooperation Agency):

⇒ 国際協力機構

## K

## ●KR:

⇒ 食糧援助

## M

## ●Millennium Development Goals (ミレニアム開発目標: MDGs):

ミレニアム開発目標。2000年の国連総会で採択された、2015年までに達成すべき8つの目標。①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的初等教育達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④幼児死亡率削減、⑤妊産婦の健康改善、⑥HIV/AIDS、マラリアその他の疾病の蔓延防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバル・パートナーシップ推進。

●MOU (Memorandum of Understanding) :

①技術協力において、国際約束(口上書)締結後、必要に応じて詳細計画策定調査を行い、協力内容が策定された後に締結される合意文書のこと。②ドナー間で締結される覚書のようなもの。条約のような強制力はないが、援助協調の世界では、MoUへの署名がどの程度協調に前向きかどうか問われることになる。

●MTEF (Medium Term Expenditure Framework) :

中期支出枠組み。予算年度とその後3年から5年間の財政・資金手配計画。PRSP対象国ではPRSPに基づいて作成される。

**N**

●NEPAD (New Partnership for Africa's Development) :

アフリカ開発のための新パートナーシップ。アフリカ統一機構(OAU)が2001年に発表したアフリカの開発構想。アフリカ自身のリーダーシップによる開発を旨としている。

●NGO (Non-Governmental Organization) :

非政府かつ非営利の立場で、公共あるいは社会的弱者の利益のために活動する団体を指す。日本では、国際的な諸課題、たとえば途上国の貧困や低開発、紛争や自然災害からの復興、人権やジェンダー、健康、自然環境、平和や軍縮などの分野で、非政府・非営利で取り組む市民主導の団体を指すことが多い。

**O**

●ODA (Official Development Assistance) :

⇒ 政府開発援助

●ODA大綱 :

⇒ 政府開発援助大綱

●ODA中期政策 (Medium-Term Policy on ODA) :

2003年8月に改定された新ODA大綱を受け、新たに策定された中期政策。向こう3～5年を念頭に置き、新ODA大綱に示される我が国の考え方やアプローチ、具体的取組を内外により具体的に示すべき事項を中心として、「人間の安全保障の視点」、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、ODAを一層戦略的に実施するための方途を示すもの。

●OECD (Organization for Economic Cooperation and Development : 経済協力開発機構) :

経済成長、開発途上国援助、貿易の拡大のために、加盟国相互間の情報交換、コンサルテーション、共同研究と協力を行う国際機関。1961年に発足。2008年時点の加盟国は30か国。日本は1964年に加盟。

**P**

●P2M (Project and Program Management) :

複雑化・複合化した課題を複数の課題(プロジェクト)に分割・統合し、全体の最適化を図るマネジメント手法。組織の大きなミッションをデザインする「プログラム・マネジメント」と、それを実践するプロジェクトをマネジメントする「プロジェクト・マネジメント」から構成される。

●PCM (Project Cycle Management) :

プロジェクトの発掘、形成を含む計画、実施、評価のサイクルを、PDMによる概要表を用いて管理運営する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価からなる。

●PDM (Project Design Matrix) :

PCMを行うためのプロジェクト概要表で、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、指標データ入手手段、外部条件、前提条件、投入などの項目がある。

●PO (Plan of Operation) :

R/Dの中のプロジェクトの活動計画のスケジュールを棒チャートを使って表したもの。プロジェクト活動と計画日程の合致状況の確認・検討などに用いる。

⇒ R/D (Record of Discussion)

●PPP (Public-Private Partnership) :

事業を行う際、官民が協力して行うパートナーシップのこと。

## ●PRA(Participatory Rural Appraisal):

主体的参加型農村調査法。本来は調査手法ではなく、主体的参加による学習と行動(Participatory Learning and Action: PLA)と同義で、住民の主体性に任せる開発の考え方やプロセスのことを意味する。

## ●PRSP(Poverty Reduction Strategy Paper: 貧困削減戦略文書):

1999年9月の世界銀行・IMF(国際通貨基金)の開発委員会で、重債務貧困国(HIPCs)のうち、債務削減を希望する国に対して、債務削減の対象国と認定するための資料として、その国自身が、貧困への対応策を重視して主体的に作成することを義務付けた文書。貧困削減を目的とした主に3か年実行計画。

## R

## ●R/D(Record of Discussion):

討議議事録。JICAが技術協力プロジェクトを始めるにあたって、相手国の実施機関と協力の内容について合意した事項を取りまとめ、双方が署名した文書。

⇒ ミニッツ(M/M: minutes of meeting)、PO

## S

## ●S/W(Scope of Work):

技術協力の一環である開発計画調査型技術協力の実施に際して、作業範囲、内容、調査スケジュール、便宜供与などを規定した合意文書。本格調査を行う前に事前調査団を派遣して相手国政府と協議する。

## ●SWAP(Sector-Wide Approach: セクターワイド・アプローチ):

各分野(セクター)において、援助受入国政府やドナーなどの関係者が、一貫したセクター全体の開発政策に基づき、相互に整合的な活動を行う取り組みのこと。セクター・プログラム、セクター開発プログラムなどとも呼ばれる。

⇒ セクターワイド・アプローチ

## T

## ●TICAD(Tokyo International Conference on African Development):

アフリカ開発(東京)会議。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)及び世界銀行等と共同で開催している。1993年の第一回会議で採択された「東京宣言」では、アフリカ諸国の開発に向けた自助努力の促進と、国際社会による本課題への取り組みの強化が謳われ、キャンシティビルディング、域内協力、アジア・アフリカ協力などのアプローチで具体的な行動計画の策定を行った。その後5年ごとにアフリカ各国、援助国、国際機関、NGOsを招き、継続して開催している。

## ●TOR(Terms of Reference: 業務指示書/職務明細書):

JICAにおいては、開発途上国がJICAに協力を要請する調査の内容・範囲や求める職務内容等が明記されている書類を指す。T/Rと略記されることもある。

## W

## ●WTO(World Trade Organization: 世界貿易機関):

1995年1月、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)ウルグアイラウンドの終結に伴い、新しく国連の関連機関のひとつとして設立された。初の国際貿易機関として組織的に世界貿易の自由化と貿易ルールづくり、金融・財政政策との整合性を進める。従来のモノの貿易のみではなく、サービスや知的所有権を含めた世界の貿易を統括する。

※ この用語集は国際協力用語集(第3版)2004年、JICA2005年度年報及び2006年度年報等に基づき、必要な追加・修正を加えて作成したものです。他への転用は避けてください。ご意見、改善点などがありましたら、JICA国際協力人材部総合研修センターまでお寄せください。

出典:

国際協力用語集(2004年、国際開発ジャーナル社)

JICA年報(2005・2006、JICA)

「貧困削減と人間の安全保障 Discussion Paper」(2005年11月、JICA国際協力総合研修所 調査研究報告書)

外務省ホームページ、JICAホームページ

# 資金協力関連用語集

## 有償資金協力事業

### い

#### ●一般アンタイト(General Untied) :

調達条件の種類、援助物資・役務の調達先に制限を設けない(すべての国・地域を調達先の対象とする)場合を指し、「ひもなし」援助とも呼ばれる。円借款の場合、1992年4月以降締結された交換公文に係る円借款に関し、調達先をすべての国・地域に拡充した。

### か

#### ●海外投融資(Private-Sector Investment Finance) :

有償資金協力業務のうち、途上国で開発事業を行う民間企業などに対し、必要な資金を融資または出資する業務のこと。

#### ●貸付執行率 :

ある国に対する承諾済未実行額の合計(=パイプライン)で、当該年度に貸付実行された金額を除いた比率。通常用いられる期首パイプラインの場合、当該年度当初のパイプラインを分母とし、当初の同パイプラインから貸付実行されたものを除いた比率が用いられる(当該年度中に新規承諾されたもの及び当該年度中にキャンセルされたものについては、分子・分母ともに含めない)。

#### ●カントリー・リスク(Country Risk) :

貸出や海外投資・貿易取引を行う際の相手国全体のリスク度を示すもので、その国の成長性、経済状況、政治・社会的安定度、債務累積額等を基に総合的に判断される。

⇒ ソブリン・リスク

### き

#### ●協調融資(Co-Financing: 協融) :

複数の金融機関が共通の貸出先に融資条件を協定した上で行う貸出のこと。

#### ●金融庁検査 :

政策金融機関の財務の健全性・透明性を確保するため、リスク管理を一層適切に行う必要があることから、政策金融機関(日本政策金融公庫等)に対して、金融庁の検査を導入すること。新JICA統合に伴い改正されたJICA法第38、39条において、有償資金協力業務の範囲内での金融庁による立ち入り検査権限が規定されている。

### こ

#### ●国際協力機構債権(JICA債) :

JICAの発行する財投機関債(政府保証の付かない公募国内債)のこと。債券発行により調達した資金については、JICAの有償資金協力業務(円借款)に充当される。

#### ●国際競争入札(International Competitive Bidding: ICB) :

応札者に制限を加えない国際入札であり、通常、新聞等の一般的に公開されるメディアを介して入札公書を実施する。最も経済的・効率的かつ公平に競争原理が働く方法と考えられている。円借款の下で行う調達においてもICBを基本的原則としている。

### さ

#### ●債務救済(Debt Relief) :

石油ショック、一次産品価格の低迷等、さまざまな要因により、借款や輸出信用等の債務履行に支障をきたした被援助国に対し、援助国が救済措置として、リスケジュール(債務繰延べ)、リファイナンス(再融資)、債権放棄等の措置を講ずること。公的債務については、パリ・クラブにおいてIMFの融資取決めを前提として債務繰延べ等による救済スキームがある。

⇒ リスケジュール、パリ・クラブ

## ●債務救済無償(Grant-Aid for Debt Relief):

重債務貧困国(HIPCs)等、国際的に合意された枠組みに基づく債務救済の対象国に対し、円借款債務の100%の債務救済手法として、債務国からの返済後に同額の無償資金を政府から供与する制度。債権放棄と比較すると、①債務国から一旦返済を求めることにより、債務国の自助努力を支援するという我が国の援助理念に適合するものであることに加え、②債務救済無償により供与される資金の使途を限定することにより、貧困削減・社会開発を促進できる。同制度の対象国は、拡大HIPCsイニシアティブの適用を受ける重債務貧困国(HIPCs)及び1978年の国際連合貿易開発会議(UNCTAD)第9回特別貿易開発理事会(TDB)決議を受けて債務救済を行っているLDC(開発途上国)及びMSACsである。ただし、2002年に債務救済方式の見直しで日本政府においてなされ、HIPCs及びTDB無償対象国に対しては円借款債権を二国間の合意に基づき放棄

⇒ 債務救済、国際協力関連用語集「HIPCs」

## ●債務返済比率(Debt Service Ratio: DSR):

1年間の債務返済額(利払い+元本返済額=D)の財・サービスの輸出額(S)に占める割合( $D/S \times 100\%$ )。

## し

## ●信用リスク(Credit Risk):

貸倒れリスクともいう。債務不履行となる危険を債権者の立場から見たときの言葉であるが、より限定して、銀行が貸出金の一部またはすべてを回収できなくなる可能性を指すことが多い。銀行の直面するリスクのひとつ。

## ●信用力審査(Credit Risk Analysis):

有償資金協力業務における信用力審査とは、円借款を供与している国に対して、債務履行の確実性の観点から当該国の債務延滞・救済状況、政治・経済上のリスクを勘案し、供与対象国の債務不履行リスクを審査するもの。

## す

## ●据え置き期間(Grace Period):

融資における契約締結日より元本の第1回償還日までの期間。この期間は、融資残高に対する利息の支払いのみが発生する。円借款においては、グラント・エレメント算出の基準のひとつとなる。

⇒ グラント・エレメント

## そ

## ●ソブリン・リスク(Sovereign Risk):

カントリー・リスクに含まれる。狭義には、独立の主権をもった外国政府や外国の国営企業への貸出に関する債務不履行のリスクをいう。民間銀行・民間会社向けのローンにおけるコマーシャル・リスク(コーポレート・リスク)と対比させている。

⇒ カントリー・リスク

## ち

## ●調達適格国(Eligible Source Country):

援助資金供与の際、調達条件で定められた物資や役務の調達先として適格な国や地域のこと。具体的な物資、役務の供給は調達契約を受注した企業等によって行われるが、企業等の国籍の具体的な判断基準は、設立登記されている国、株式構成、役員構成、企業活動のための施設の所在地、また実際の活動所在地などによる。また、物資、役務の原産国も判断基準となる。

## つ

## ●ツー・ステップ・ローン方式(Two-Step Loan: TSL):

途上国における中小規模の企業・農家・組合等に対する金融支援のために、借入国内の開発金融機関を通じて、その機関の持つ機能を活用してエンドユーザーに転貸する貸付方式。この方式のメリットは、通常のプロジェクト借款では直接の融資対象となりにくい中小企業・農家等を援助できること、複数のプロジェクトに対して同時に資金供給ができること、審査や貸付業務等に開発金融機関の能力を活用できることである。エンドユーザーへの融資をサブ・ローン、同融資対象となる事業のことをサブ・プロジェクトという。

## て

## ●デイスパース(Disburse):

貸付を実行すること。又は貸付そのものこと。

## と

## ●統合的リスク管理(Total Risk Management):

金融機関が抱える多様なリスクを共通の枠組みに基づいて計量化したうえで経営体力に関連付けて制御するとともに、リスクを勘案して収益性を評価するという管理のこと。

## ●特別円借款(Special Yen Loan Facility):

1998年11月の緊急経済対策を受けて、景気刺激効果や雇用促進効果の高い事業を促進するとともに、民間投資のための事業環境を整備し生産性を向上させることで、通貨危機の影響を受けたアジア諸国等の途上国による経済構造改革を後押しすることを目的として1998年12月に制度化されたもの。2002年6月末をもって終了した。この制度のうちタイド性借款については、2002年7月以降「本邦技術活用条件」制度が導入されている。

⇒ 本邦技術活用条件

## ね

## ●年次供与国:

JICAが行う円借款業務に関し、当該国政府から円借款要請が出されることを前提に、定期的(原則年1回)に円借款の供与が検討される国のこと。年次供与国の場合、日本と当該国との定期的な協議及びCG(援助国会議)を通じて政策対話や相互理解が深まり、また、円借款に関するノウハウが蓄積しやすくなる等の利点がある。現在以下の14か国が年次供与国となっている:中国(但し新規円借款供与は終了)、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム、モンゴル、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、モロッコ、チュニジア、ペルー

⇒ CG

## は

## ●パリ・クラブ(Paris Club):

IMFの融資取決めを前提として公的債務についての繰延べ(リスケジュール)交渉を行う債権国会議。フランス大蔵省国庫局が主宰し、パリで開催される。1992年3月末までにパリ・クラブで債務繰延べが行われた対象国は52か国になる。パリ・クラブでは、対象債権、対象期間、カット・オフ・デート(繰延対象債務基準日)、繰延期間等が合意されるが、繰延べの詳細は、債務国との個別の債権国との間の二国間の交渉によって締結される二国間協定によって確定される。

⇒ リスケジュール

## ふ

## ●プレッジ(Pledge: 意図表明/事前通報):

援助供与側が相手国政府に対し、具体的金額をもって援助供与の用意がある旨の表明を行うことをいう。現在では事前通報という用語が用いられることが多い。

## ●プログラム・ローン(Program Loan):

融資の対象を一定のプロジェクトに特定するのではなく、当該国の経済開発計画や構造調整計画を遂行する上で必要な資金と、被援助国が自ら調達し得る資金との差額を対象として、一般的な援助資金として供与する方法。複数の小規模プロジェクトを包含する「パッケージ型」の融資を含む概念。輸入資金の補助または予算不足の補助として供与されることが多い。1960年代に行われた途上国の国際収支改善を主たる目的とする商品借款や、1980年代累積債務が増大し経済状況が悪化した途上国を支援する構造調整借款(SAL)やセクター調整借款(セクターSAL)、途上国の重点セクターの開発を支援する(セクター・プログラム・ローン)がこれに当たる。

## ●プロジェクト・ローン(Project Loan: プロジェクト借款):

一般的には、一定の地域ないし地区に特定の施設(生産設備、産業、社会インフラストラクチャー、発電所、港湾、ダム等など)を建設・運営するプロジェクトのために必要な資機材および役務の購入に必要な資金を供与する借款をいう。

## 【 匡 】

### ● 本邦技術活用条件 (Special Terms for Economic Partnership)

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月1日より適用されることとなった円借款の供与条件。供与対象国を円借款の対象国であり、OECDルール上タイド借款が供与可能な国とし、橋梁・トンネル、港湾、空港、都市交通システム等の大規模インフラや環境対策事業等で、我が国の事業者の有する技術・資機材がその実現に必要なかつ実質的に活かされる案件に適用可能。調達条件として、主契約を日本タイドとしているが、下請けは一般アンタイド。主契約については借入国との共同企業体 (JV) を認める。ただし、本邦企業が当該JVのリーディング・パートナーとなることが条件。円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、日本を原産とする資機材及び本邦企業の提供する役務、または資機材を調達することとする。

## 【 ま 】

### ● マイクロファイナンス (Microfinance) :

貧困層や低所得層を対象とした小口の融資や預金などの金融サービスを指す。

## 【 み 】

### ● 見返り資金 (Counterpart Fund) :

⇒ 国際協力関連用語集「見返り資金」

## 【 り 】

### ● リスケジュール (Reschedule) (リスケ) :

債務返済繰延べのこと。債務国が債務返済困難に陥った場合、一定期日 (カット・オフ・デート) 以前に締結した債務に関し、一定期間に期限がくる元本や利子返済について、債権者・債務者双方の合意に基づき、新たに返済期間・金利等の条件を設定して債務返済負担を緩和する救済策。通常は、債務国がIMF等と経済再建計画につき合意することを前提とする。なお、一定期日以降に締結 (E/N締結) した債務については対象としない。

⇒ パリ・クラブ

## 【 わ 】

### ● 輪切り条件 :

対象とする事業について数年間に亘って借款が年次供与される案件。例えばA地点からC地点まで道路をひく案件で「輪切り」と言った場合には、単にA地点からC地点までの事業全体の資金を数年に分けて供与する、ということの意味する。必ずしもA地点からB地点、B地点からC地点といったように、事業をフェーズ毎に分けて借款供与することは「輪切り」の要件とはならない。

## 【 B 】

### ● BOT方式 (Build, Operate and Transfer Scheme) :

プラントの建設にとどまらず、一定期間の操業まで投資国企業が請負い、運営収益で投下資本を回収し、その後当該プラント等の所有権を相手国に譲渡するプロジェクト協力方式。従来の建設資金借入れと異なり、当該相手国が直接の借入人とならないことから対外公的借入の削減が図られること、操業等についても外国企業が自ら担当することにより効率化が図られるとともに技術移転が期待されることがこのスキームのメリットと考えられる。

## 【 C 】

### ● CG (Consultative Group Meeting) (支援国会合/援助国会議) :

援助供与国や国際機関が援助の対象となる開発途上国の経済情勢、開発計画、開発プロジェクトなどに関する情報を共有し、意見交換や援助の意図表明をおこなうことを通じて政策対話と援助協調の促進を図るための会議。

**D**

- DSR(Debt Service Ratio):  
⇒ 債務返済比率

**E**

- EIRR(Economic Internal Rate of Return: 経済的内部収益率):  
プロジェクトの収益性を示す指標のひとつ。経済的便益の現在価値が、経済的費用の現在価値と等しくなるような割引率と定義される。EIRR計算の対象となるのは、国民経済全体あるいは社会全体から得られると期待される便益と、そのプロジェクトのために必要な費用である。  
⇒ FIRR

**F**

- FIRR(Financial Internal Rate of Return: 財務的内部収益率):  
プロジェクトの収益率を示す指標のひとつ。財務的収益の現在価値が、財務的費用の現在価値と等しくなるような割引率と定義される。FIRRで分析されるのは、プロジェクトの実施者が出資する資本に対して、あるいはプロジェクトに投下する資金に対して発生する費用・収益である。  
⇒ EIRR

**G**

- G.T.C.(General Terms and Conditions):  
円借款に関する借款契約(L/A)の共通規程を定めたものであり、個別のL/Aにおいては、G.T.C.の条文がその一部を構成するものとして明記される。  
⇒ L/A

**L**

- L/A(Loan Agreement: 貸付契約/借款契約):  
貸付実施のためにJICAと相手国政府との間で締結される契約のこと。交換公文により既に政府間合意済みの事項及び貸付実施に必要な諸手続き・権利義務関係を詳細に規定する。
- LIBOR(London Inter-Bank Offered Rate: ロンドン銀行間出し手金利):  
ライボあるいはリボともいう。銀行が貸付を行う場合、この金利にある一定のスプレッド(利ざや)を加えた金利を適用している。

**S**

- SAF(Special Assistance Facility: 有償資金協力促進調査):  
案件発掘から完成後のフォローアップまでのあらゆる段階における業務を強化するとともに、開発途上国からの多様なニーズに応え、円借款事業のより効率的な実施を図るためにJICAが実施する調査。通常は、JICAが専門家を雇用・派遣して実施する。SAFは円借款のプロジェクトサイクルに沿って、調達実施支援調査(SAPMAN)、事業実施支援調査(SAPI)、援助効果促進調査(SAPS)の3種類がある。  
⇒SAPI, SAPS

- SAL(Structural Adjustment Loan: 構造調整借款):  
経済全体の政策改善と制度全般の改革を行うとしている開発途上国を支援するために供与する借款。供与にあたっては、借入国側が作成した構造調整計画を審査し、その目標達成を義務付ける条件(コンディショナリティ)を設定する。通常、借款額をいくつかの部分(トランシェ)に分け、コンディショナリティの達成状況に応じて各トランシェの貸付けを実行することになっている。借款により供与された資金は、通常、一般輸入資機材および役務の決済にあてられるが、必要に応じて構造調整計画の実施等のためのコンサルティング・サービスの調達資金にもあてられる。この借款の場合、国際機関との協調融資の形をとることが多く、また、構造調整借款が借入国経済の全般にわたる政策改善、制度改革の支援を目的としているのに対し、同種の借款で特定セクターの政策改善や制度改革を支援することを目的とするセクター調整借款もある。

- SAPI(Special Assistance for Project Implementation: 案件実施支援調査):  
円借款事業の実施段階において、きめ細かい助言・勧告を行うことにより事業の達成やより円滑な実施を側面から支援することを目的とした調査業務。

- **SAPMAN (Special Assistance for Procurement Management: 調達実施支援調査)**:  
本邦技術活用条件(STEP)等タイド借款案件において、調達手続きの促進、公正性、透明性の確保を図るため、入札書類作成補助、入札評価補助等の調達手続き実施を支援するもの。
- **SAPS (Special Assistance for Project Sustainability: 援助効果促進調査)**:  
円借款事業完成後の運営・維持管理において何らかの改善措置が必要となった場合、または専門的な助言を得るによりさらに大きな効果発現が期待出来る場合に行われる調査業務。

## 無償資金協力事業

### か

- **概略設計 (Outline Design: O/D)**:  
無償資金協力を念頭においた協力準備調査のうち、邦人コンサルタントの下に現地コンサルタントを活用し、概略事業費の積算も合わせて行う設計のこと。防災・災害復興支援、コミュニティ開発支援、環境プログラム無償案件で適用される。  
⇒ 基本設計、詳細設計
- **閣議 (Cabinet Meeting)**:  
調査結果をもとに、案件の実施を我が国政府として正式に承認する場であり、これに基づいてE/Nが締結される。通常5・7・10・12・2・(3)月に開催。

- **瑕疵検査 (Defect Inspection)**:  
機材や施設の供与1年後に担当コンサルタントにより実施が義務づけられている検査のこと。案件終了時の検査で判明しなかった施設、機材の不具合などを確認することが目的。検査の結果問題が発生した場合は、施工者の責任で修理などの適切な処置が講じられることになっている。

- **環境プログラム無償 (環プロ) (Grant Aid for Environment and Climate Change)**:  
途上国に対して気候変動対策分野での迅速かつ機動的な支援を行うことを目的に、2008年に導入された無償サブスキーム。省エネ努力等の途上国による排出削減対策に協力するとともに、気候変動によって深刻な被害を受ける途上国に支援する日本政府の方針を打ち出した「クールアース・パートナーシップ」の取り組みの一環。  
⇒ 調達代理方式

### き

- **基本設計 (Basic Design: B/D)**:  
⇒ 国際協力用語集「基本設計」

### け

- **契約認証 (認証) (Certification of Contract)**:  
相手国政府と日本国民または日本国の法人との間で締結される契約が、当該贈与に関するE/Nに照らして適正であることを日本政府 (JICA実施案件の場合JICA) が確認すること。具体的には、外務省 (またはJICA) が契約の形式・内容を審査し、認証を行う。この認証は、契約の発効要件である。

### こ

- **国債**:  
大型案件で、E/Nから最終支払いまで2年以上必要な場合の予算パターン。さらに、詳細設計部分を単債として先行分離して実施し、本体事業は国債案件として複数年度にまたがって実施する「A国債」と、詳細設計部分と本体事業を合わせて、国債案件として複数年度にまたがって実施する「B国債」に分かれる。  
⇒ 単債

●コミュニティ開発支援無償(コミ開)(Grant Aid for Community Empowerment):

貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とした無償サブスキーム。複数のコンポーネント(学校、道路、給水等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指して設計された。単一分野(シングルコンポーネント)案件の場合では、これまで学校建設案件を中心に、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減が図られている。

⇒ 調達代理方式

こ

●財務実行協議:

案件の実施に関して、閣議前に外務省と財務省の間で行われる政府部内協議。JICAは事前に資料(事前事業計画表、機材リスト、積算事業費等含む)の提出を行う。

し

●実施監理:

JICAが主体となって実施する無償資金協力案件において、E/N締結後に建設・調達が行われる際に、トラブル・シューティング、適正化の確保、進捗状況等に関してJICAが行う被援助国政府及び関連業者に対する助言や斡旋等の業務のこと。業務内容は実促と類似しているが、実施主体がJICAである場合、実施促進と区別して実施監理と称される。

●実施促進(Expediting Study: 実促):

⇒ 国際協力用語集「実施促進」

●詳細設計(Detailed Design: D/D):

無償資金協力を念頭においた協力準備調査の過程で、基本設計が行われた後に、基本設計調査報告書に基づいて、相手国との調整を経て確定される、プロジェクト全体にかかる技術仕様書や図面の設計のこと。

⇒ 概略設計、基本設計

そ

●ソフトコンポーネント(ソフコン):

⇒ 国際協力用語集「ソフトコンポーネント」

た

●単償:

E/Nから最終支払いまでが原則として12か月以内の最も基本的な予算パターン。

⇒ 国償

ち

●調達代理方式(Procurement Management Operation):

調達代理機関が、相手国政府を代理する立場で、契約の当事者として入札の実施、契約の締結、資金管理、支払い手続き等の一連の調達業務を実施する方法。無償資金協力のサブスキームのうち、コミュニティ開発支援無償、KR、2KR、環境プログラム無償、防災・災害復興支援無償で用いられる。

に

●2KR(食糧増産援助):

⇒ 国際協力関連用語集「貧困農民支援」

ふ

●フォローアップ(Follow-Up: F/U):

⇒ 国際協力用語集「フォローアップ事業」、「フォローアップ調査」

**ほ**

- 防災・災害復興支援無償 (Grant Aid for Disaster Prevention and Reconstruction):  
自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後復旧・復興支援を目的とした無償サブスキーム。防災・災害復興への広域的な取り組みを強化するために、一般プロジェクト無償の対象国以外にも拡大される。  
⇒ 調達代理方式

**み**

- 見返り資金 (Counterpart Fund):  
⇒ 国際協力関連用語集「見返り資金」

**A**

- A/P (Authorization to Pay: 支払い授權書):  
相手国が、コンサルタントや業者への支払い業務を、B/Aを締結した本邦の銀行に授權する文書のこと。

**B**

- B/A (Banking Agreement: 銀行取極):  
日本政府と相手国政府の間で締結されたE/Nに基づき、供与した資金を相手国政府から受注企業に支払う口座を開設するために、相手国政府が日本にある銀行と締結する取極。この口座を通じて、日本政府あるいはJICAによって認証されたコンサルタント契約、建設工事請負契約及び資機材調達契約に基づく支払い行為が行われる。  
⇒ A/P

**E**

- E/N (Exchange of Notes: 交換公文):  
⇒ 国際協力関連用語集「E/N」

**G**

- G/A (Grant Agreement: 贈与契約):  
JICAが実施主体となる無償資金協力案件において、E/Nと同時にもしくはその後JICAと先方政府の間で締結される、資金の支払い、契約認証等の案件実施に必要な条項を規定した文書。  
⇒ E/N

**K**

- KR (食糧援助):  
⇒ 国際協力関連用語集「食糧援助」

JICA は 2004 年 10 月に ISO14001 認証を取得しました。国際協力に取り組む組織の社会的責任として、また開発途上国の人々の生活の安全保障につながるものとして、環境保全、環境配慮に一層取り組んでいきます。

## JICA 環境方針

### 1. 基本理念

この豊かな地球環境を次の世代へ引き継いでいくことは、私たち地球に生きる者全員に課せられた重大な責務です。

現在、この地球では人類の活動範囲・規模の拡大、内容の多様化に伴い、温暖化やオゾン層の破壊、大気・水・土壌の汚染、森林の減少、砂漠化など、人類の存亡にかかわる深刻な環境問題が生じています。

独立行政法人 国際協力機構（JICA）は、世界の一員として、社会の繁栄や持続的発展との調和を図りながら、人類や全ての生命にとって有益な地球環境の保全へ向けて最善を尽くします。

### 2. 基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の推進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

#### (1) 国際協力を通じた環境対策の推進

政府開発援助（ODA）の実施機関として、我が国の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力の推進
- JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

#### (2) 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- JICA の環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開
- 環境問題についての継続的な調査・研究の実施及び提言
- セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA 役職員、JICA 業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

#### (3) オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進
- グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進

#### (4) 環境法規制等の遵守

JICA が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

この環境方針は全役職員及び関係者に周知徹底し、一般に公開します。

平成 20 年 11 月 1 日

独立行政法人国際協力機構

理事長

緒方 夏子